

新しい学校生活様式 マニュアル



令和2年 5月



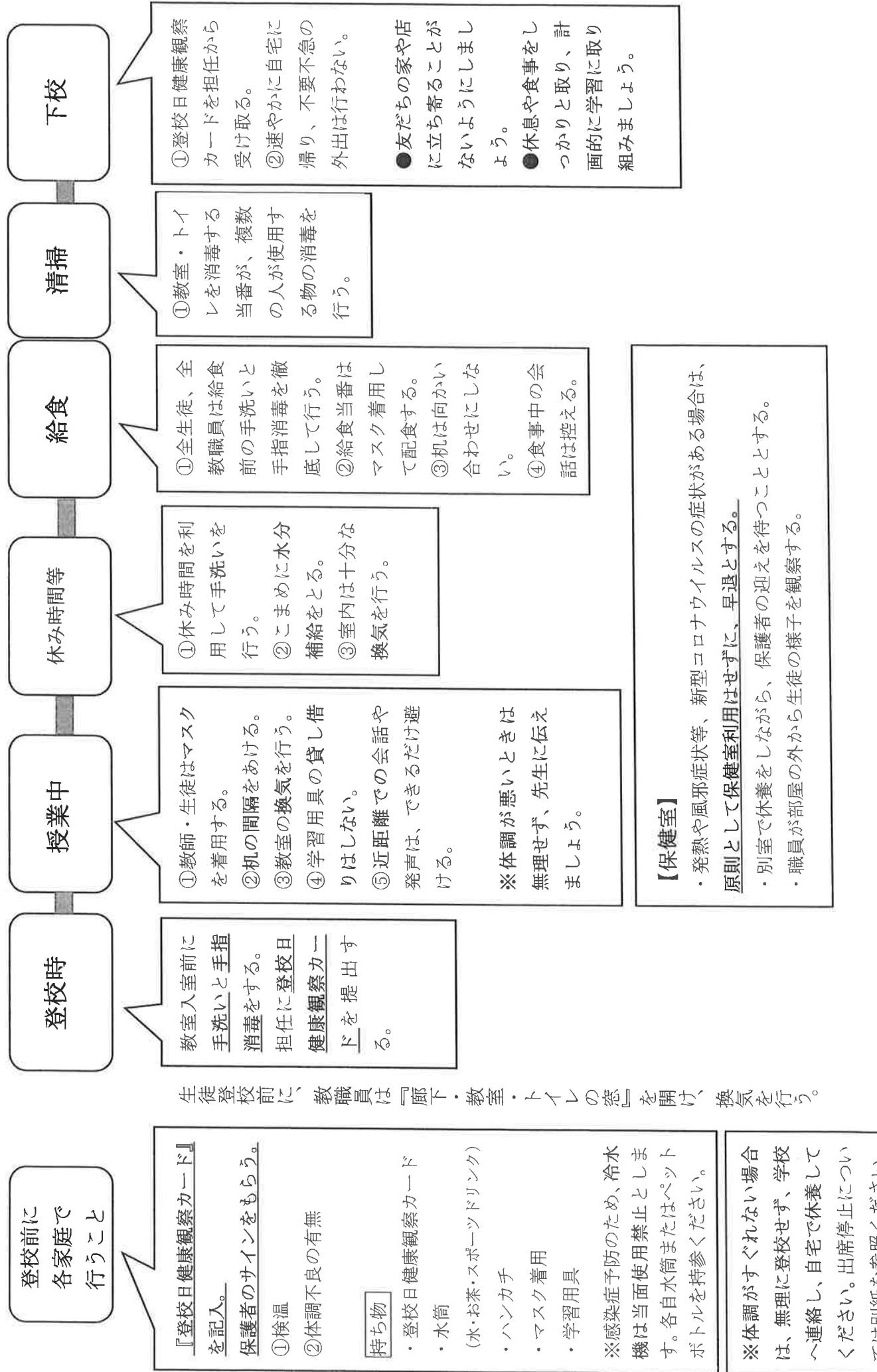
西原町立西原中学校

< 目 次 >

I	登校前に関すること	1
1	家庭において	
2	持ち物について	
3	登校時において	
II	授業に関すること	3
1	手洗い・手指消毒について	
2	集団感染リスクへの対応について	
3	密集の回避（身体的距離の確保）について	
4	授業において	
III	休み時間に関すること	6
IV	給食に関すること	6
1	給食準備・食事中について	
2	給食片付けについて	
V	清掃に関すること	7
1	教室について	
2	トイレ清掃について	
VI	下校に関するこ	8
VII	部活動に関するこ	8
1	実施について	
2	活動場所について	
3	活動内容について	
4	用具等の共用について	
5	マスク着用について	
6	手洗い・うがいについて	
7	部室・更衣室等の利用・換気について	
8	部活動での上下校時の注意喚起について	
9	その他	

新型コロナウィルス感染症の管理・対応について

【西原中学校 新しい学校生活様式】R2.5.13



I 登校前に関すること

1 家庭において

- (1) 毎朝の検温及び健康観察カードの確認（保護者のサイン）をもらいます。

登校日健康観察カード【5月】

西原町立西原中学校

年 組 番【氏名】

生徒及び保護者の皆様へ

- 分散登校や学校再開となった場合に利用していただく用紙となります。
- 登校前に検温及び健康状態の確認を行い、下記に記載してください。
- 毎朝ホームルーム前に担任の先生に提出してください。
- 発熱（普段の平熱より高い場合）や風邪症状が出た場合は、学校へご連絡をお願いします。

日付	曜日	体温	健康状態	体調不良の 症状	保護者サイン	備考
【例】 7日	(木)	36.9	良好 体調不良	鼻づまり・頭痛		アレルギー性鼻炎
20日	(水)		良好 体調不良			
21日	(木)		良好 体調不良			
22日	(金)		良好 体調不良			
25日	(月)		良好 体調不良			
26日	(火)		良好 体調不良			
27日	(水)		良好 体調不良			
28日	(木)		良好 体調不良			
29日	(金)		良好 体調不良			

※新型コロナウイルス関係で学校を休んだ場合は欠席とはなりません（出席停止となります）ので、少しでも体調に不安がある場合は、自宅で療養をしてください。その際には、必ず学校へ連絡をお願いします。

①登校前に確認できなかった生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

⇒生徒（保護者）には検温表を配布し、毎朝自宅で検温するよう依

頼し、発熱等の風邪症状がみられる生徒は、無理をせず自宅で休

養し、登校しないようにします。

②自宅で休養する場合は、保護者は学校へ連絡を入れます。

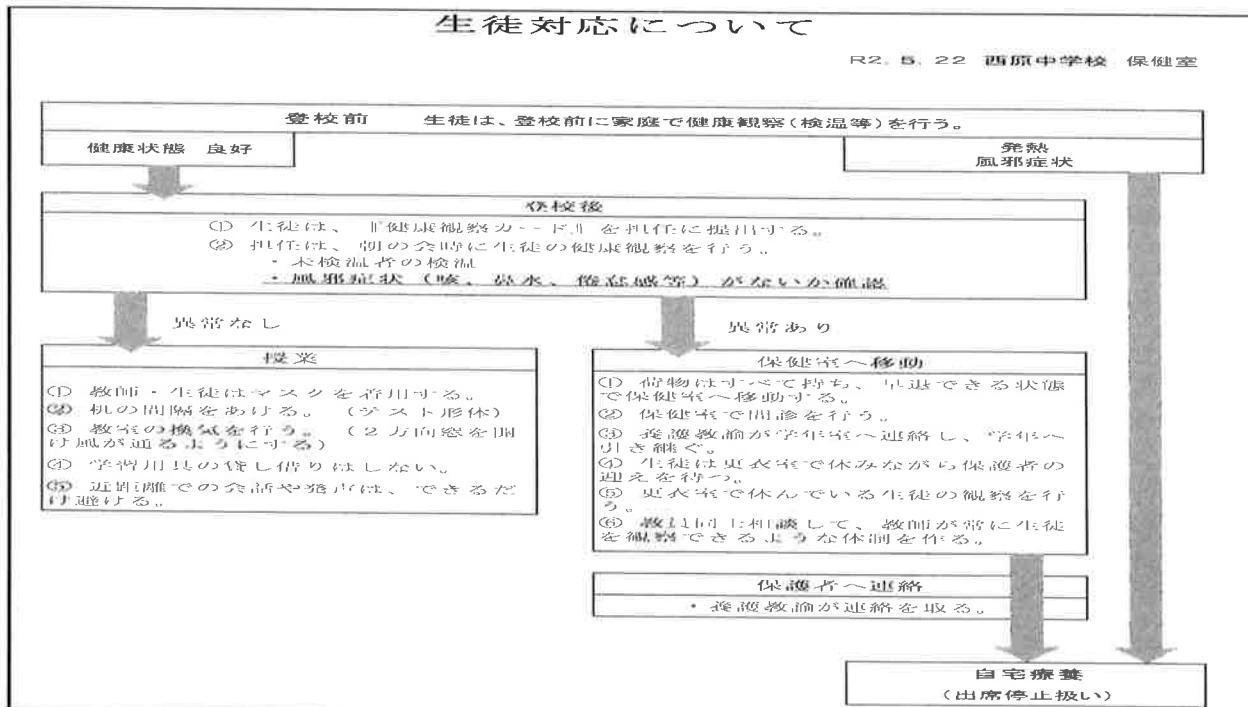
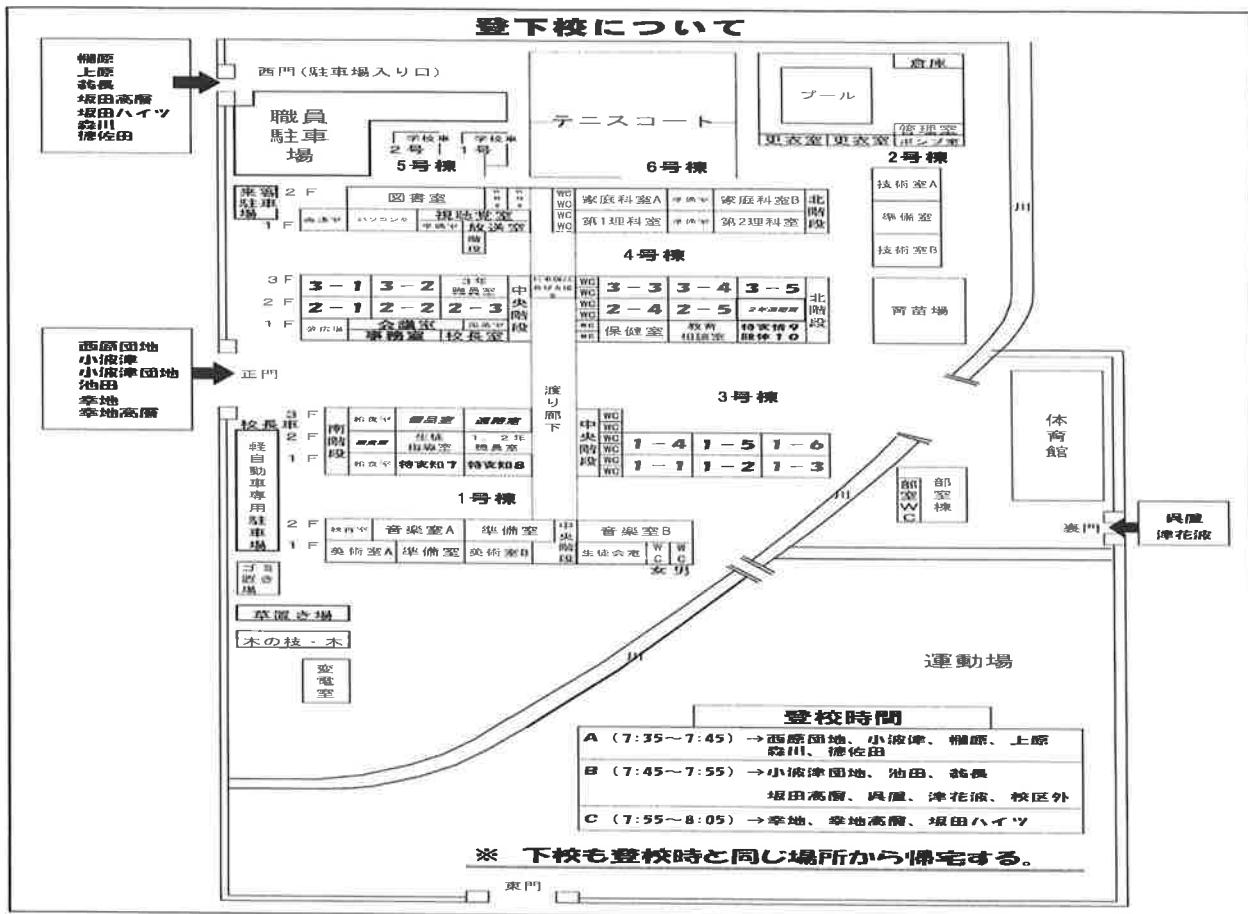


2 持ち物について

- 登校日健康観察カード持参で健康管理をします。
- ハンカチ持参で咳エチケットをします。（手拭きを意識しましょう。）
- マスクを着用します。
- 水筒・ペットボトル（水、お茶、スポーツドリンク）持参で水分補給をします。
- 学習用具の準備をします。

3 登校時において

- (1) マスクを着用して登校します。
- (2) 密集・密接に気をつけながら登校します。
- (3) 分散登校時間を守って登校します。



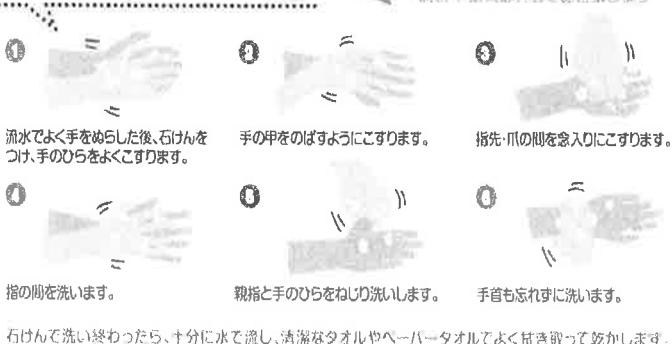
II 授業に関すること

1 感染経路を絶つ

- ・教室入室前に手洗い・手指消毒を行います。
- ・
<手洗い・手指消毒について>



正しい手の洗い方



手指消毒の方法



<咳エチケットについて>

咳やくしゃみをする際には、マスクやティッシュ・ハンカチや袖、肘の内側を使って、口・鼻を覆うことについて指導します。

ただし、風邪症状での咳がひどい場合は、無理をせず自宅で休養し、登校しないようにします。

対面で人ととの距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2m）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高い。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底します。



手洗いと咳エチケット（出典：首相官邸ホームページ）

2 集団感染リスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発生をする密接場面という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指します。

(1) 密閉の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り當時、困難な場合にはこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全快する）、2方向の窓を同時に開けて行うようとする。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や、教室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

① 窓のない部屋

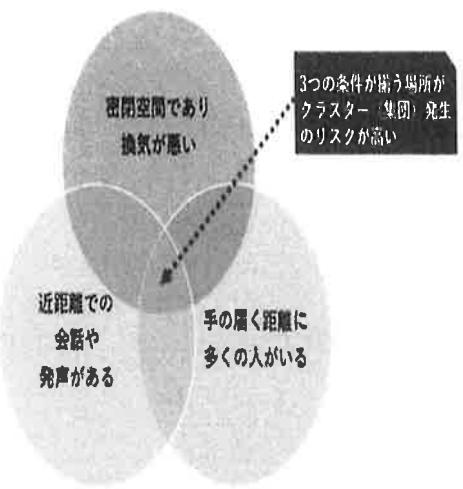
常時入り口を開けて置いていたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

② 体育館のような広く天井かの高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めます。

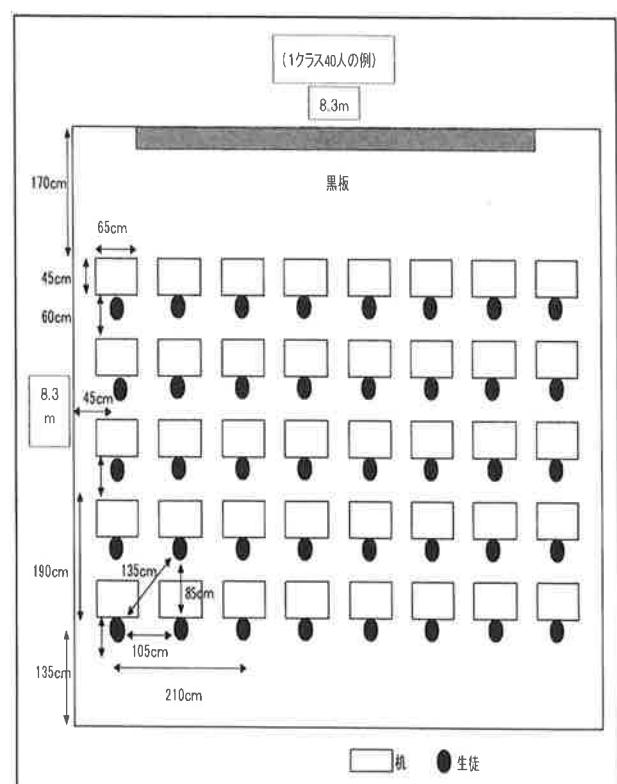
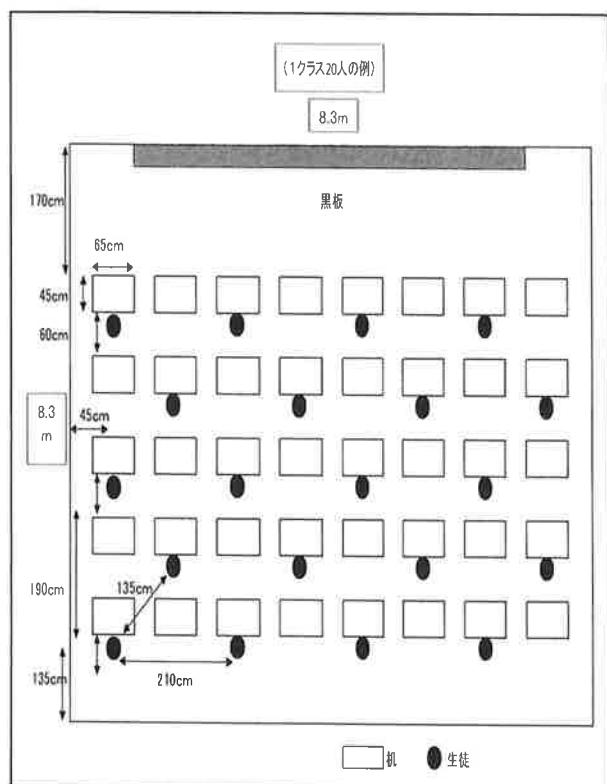
③ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内的空気と外気の入れ替えを行っていないことからエアコン使用時においても換気を行います。



(2) 密集の回避（身体的距離の確保）

「新しい学校生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束しても、「密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。



(3) 密接の場面への対応

学校教育においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいです。但し、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外します。

その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなど配慮が必要です。



3 授業において

- (1) 授業中、生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させます。
- (2) 授業中は、マスクを着用します。
- (3) 机と机の間隔をあけます。
- (4) 学習用具の貸し借りは行わないようにします。
- (5) 近距離での会話や発声は、できるだけ避けます。
- (6) 体調が悪いときは、無理をせず先生に伝えます。
- (7) 室内は十分に換気をします。
- (8) 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、行わないようにします。

- ①各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ②理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ④美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤技術・家庭科における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑥保健体育における「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(9) 以下の点にも留意します。

- ①できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ②器具や用具を共同で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行うこと。
- ③体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患時の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せず保護者の意向を尊重する 540。
- ④体育の授業は当面の間、可能な限り屋外で実施すること。但し、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- ⑤体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は、避けること。
- ⑥体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分に確保すること。
- ⑦水泳については、県教育委員会別添資料「今年度における学校の水泳授業の取り扱いについて（令和2年5月22日）」を参照すること。

III 休み時間にすること

- 1 手洗い場の石鹼での衛生や、教室に入る前には消毒用アルコールで手指消毒をするなど環境を整備します。
- 2 こまめな水分補給を行い、体調管理に気をつけます。
(各自の水筒やペットボトルを使用すること)
※感染症防止のため、冷水機は使用できません。
- 3 廊下では、飲まないように指導します。
- 4 持参した飲み物は、本人だけで使用し回し飲みはしません。



IV 給食にすること

1 給食準備・食事中について

- (1) 当番の生徒や関わる教職員にはマスク（手作りマスクも可能）を着用させる。また、配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認します。
- (2) 給食委員は、給食室に行く前に学年職員室で、手指消毒を行います。
- (3) 生徒等全員が食事の前の手指の洗浄を徹底します。
- (4) 配膳の際は、生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行います。
- (5) 食事の際は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えます。（※座席は、授業形態）



2 給食片付けについて

- (1) 片付けは、一列で行います。
- (2) 牛乳パックは、各自次亜鉛素酸ナトリウムの入ったバケツの水で、飲み口を濯ぎます。

V 清掃に関すること

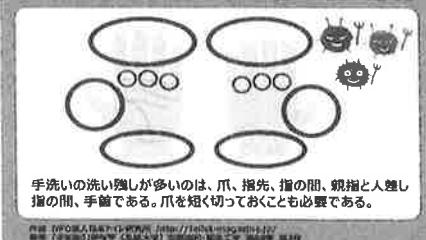
1 教室について

- (1) 生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなどは、適宜（1日1回以上）、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして衛生環境を良好にたもちます。
- (2) 室内は、十分な換気を行います。
- (3) 消毒係りは、机や複数の人が使用する所や物を消毒します。
※消毒スプレーと布ふきんを使って消毒します。
- (4) 清掃終了後、しっかり手を洗い手指消毒をします。

2 トイレ清掃について

- (1) 生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、便器の蓋などは、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素ナトリウム等）を使用して清掃を行い衛生環境を良好にたもちます。
- (2) 換気をしっかり行います。
- (3) 清掃終了後、しっかり手を洗い手指消毒をします。

3. 手洗いでウイルスが残りやすい部分



手洗いの洗い残しが多いのは、爪、指先、指の間、親指と人差し指の間、手首である。爪を短く切っておくことも必要である。

新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）
5. トイレも換気が大事

換気の悪い密閉空間にしないため、こまめな換気を実施する（可能であれば2方向の窓を同時に開ける）。換気扇やガラリなどにホコリが詰まっていると空気が流れなくなるので清掃する。

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>
参考 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年3月24日）文部科学省



新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）
4. トイレ消毒の8箇所

特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>
参考 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年3月24日）文部科学省

VII 下校のこと

1 下校時において

- (1) 校門周辺や玄関口等での密集が起こらないよう分散して下校します。
- (2) 登校時と同じく各自治会ごとに指定の門から下校します。
- (3) 下校するときは、2人から4人以下で密集・密接にならないようにします。
- (4) 友達の家やお店に立ち寄らないようにします。
- (5) 帰宅後うがい・手洗いをし、早めに着替えます。
- (6) 不要不急の外出はしません。
- (7) 計画的に学習や休養をとり、生活リズムを整え体調管理をします。
- (8) その他、安全に十分注意します。



VII 部活動のこと

1 実施について

- (1) 学校再開後の部活動実施時には、必ず部活動チェックシートを提出します。
- (2) 各部活動の意義や目的に照らし、実施の必要性を判断します。
- (3) 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しません。
- (4) 活動を生徒だけに任せのではなく、顧問や副顧問が実施状況を把握できる体制を取ります。
- (5) 発熱、体調不良（咳、倦怠感）がある場合や健康に不安のある生徒（風邪症状等）は、参加しないよう徹底します。

2 活動場所について

- (1) 可能な限り、屋外で実施します。
- (2) 屋内（体育館・武道場・音楽室・美術室等）で実施する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（設置・生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底します。
 - （例）・常時、入り口や窓を開けます。
 - ・休憩時間ごとに2方向のそれぞれの窓（対角線上）を広く開けて換気を行う。
 - ・少なくとも1時間に1回程度換気を行います。

3 活動内容について

- (1) 臨時休業に伴い、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、活動時間・内容は段階的に組むなど工夫をします。
- (2) 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止等には十分に留意します。
- (3) 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、当面の間、密集せずに距離をとって行うことができる活動に変更するなどの工夫をします。
- (4) 集合・ミーティング等を行う場合は、手の届く距離に集まらない等、工夫します。

4 用具等の共用について

- (1) 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けるようにします。
- (2) 活動で使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要的使いまわしをしません。(例) コップ、スクイズボトルの共用は避けます。

5 マスク着用について

- (1) 生徒間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、屋内の活動等では、できる限り、マスク着用することが望ましいです。但し、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜、水分補給や休憩をとるなど工夫します。

6 手洗い・うがいについて

- (1) 様々な場所にウイルスが付着していることを想定し、こまめに手洗い・うがいを行います。
※流水と石鹼で手洗いを行わせることが望ましいです。
(例)・練習の前後や休憩時間
・活動場所を移動する際
・用具等を共用した場合

7 部室・更衣室等の利用・換気について

- (1) 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行います。
- (2) ドアノブや棚等、適時共用部分の消毒に努めます。

8 部活動での下校時の注意喚起について

- (1) 密接・密集にならないよう注意喚起を呼びかけます。
- (2) 活動終了後は、速やかな帰宅を促します。
- (3) マスク着用を徹底します。

9 その他

- (1) 感染者が発生し、学校が臨時休業となる場合は、部活動は一切行いません。
- (2) 部活動の全面実施後は、活動時間や休養日について「沖縄県教育委員会通知」を基に学校の定める「部活動規則」に準拠します。
- (3) 生徒の実態に応じた段階的な実施や、感染拡大防止の観点から、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組みます。
- (4) 部活動の段階的な活動が終了し、全面実施になった後も、感染症防止対策に万全を期します。